

生活紛争と法

——裁判員裁判ワークショップ授業の展開——

遠山 信一郎*

I 緒論

1. 本誌第5巻第3号において「生活紛争と法—裁判員裁判ワークショップ授業の試み」と題して、刑事法分野のワークショップ授業(本授業)の実践報告をした。

同書では、学生の授業効果評価として、①事件の分析は、それぞれの立場により異なること、多面的であることを実感できたこと ②刑事公判手続過程を立体的にイメージとして理解できたこと ③事実認定の難しさや面白さを実感できたこと ④刑事法学修への今後の大きなインセンティブとなったことなど概ねポジティブであったこと、他方で、「人数が多く、教室が広いため、授業全体の運営があまりスムーズでなかった」という学生からの指摘があった旨報告した。

2. その後、本授業の担当に、鈴木芳夫教授(元検察官)が加わり、遠山信一郎教授(弁

護士)と共同担当になった。

さらに、本科目全体が「選択科目」から「必修科目」に変更され、一年生31組及び32組毎に授業を実施することとなり、裁判員裁判ワークショップの教場として法廷教室を使用することとした。

本授業が、教員スタッフ面・施設面・教材面・教育方法面において、より充実化して展開されてきたので、その教育実践内容について報告する。

II 本授業の位置付け

1. 初学者(一年生)にとって、実体法より手続法の方が、その修学の困難性が高いものといえる。

法文が手続条文の無機的な羅列に見える上、その法概念、その背後にある法原理・原則、法思想は、基本書に記述されてはいるが、その理解は、容易ではないからである。

2. 手続法は、まず、その手続をみて、触って、自分でやってみることで、手続法全体の

* 中央大学法科大学院教授、弁護士

3D 的イメージを取得することが、手続法学修スタートの起爆剤となりうる。

この手続法イメージに、条文文言、法理論、法原理・原則、法思想を紡ぎ上げていけば、その学修速度及び深度両面において、きわめて効率的・効果的といえる（教育経験則）。

3. 刑事法（刑法・刑事訴訟法）学修のためのロールプレイ型授業としては、「刑事模擬裁判」授業が本流であるが、1年前期の本授業は、いわば、そのダイジェスト版として設計している。

4. 一年生は本授業で刑事法の基本イメージを取得し、二次に「刑事裁判実務の基礎」授業で刑事法学修をプログレスさせ、さらに「刑事模擬裁判」授業でブラッシュアップする。

これが、本学における実務系刑事法学修の基本プログラムである。

Ⅲ 授業実践プロセス

授業回数は3回で、1回の授業時間は50分×2コマである。

1. 第1回授業日

(1) 教材を配布する。

(2) 法廷教室で、全員で裁判員裁判制度広報用DVDを視聴し、教員の方から裁判員裁判制度についての説明講義を行う。

(3) 次回授業日までの課題を学生たちに提供・説明する。

教材リスト④の「事案の概要」をベースに、

(i) 検察官グループ（検察官・被害者遺族）は、教材リスト⑥の論告シートを参考にして論告骨子メモを、

(ii) 弁護士グループ（弁護士・被告人）は、教材リスト⑦の弁論要旨シートを参考にして弁論要旨骨子メモを、

(iii) 裁判所グループ（裁判官・書記官・裁判員）は、教材リスト⑧の判決シートを参考にして判決要旨骨子メモを、

各A4用紙3枚以内にワープロソフトを使用し、作成する。

2. 第2回授業日

法廷教室において、教材リスト⑨の裁判員裁判ワークショップ進行手順に沿って、ロールプレイを実施する。

被告人役と遺族役の学生は、教材の事実関係に矛盾しない範囲で、自由にその役作りをして陳述してよいとしている（毎回、とてもよく役作りをしてきている）。

配布教材（リストとシート）

配布教材リスト

- ① キャスティング表
- ② 裁判員制度ナビゲーション（最高裁判所）
- ③ 裁判員裁判制度広報用 DVD パンフレット
- ④ 事案の概要（殺意の否認・正当防衛主張事件）
- ⑤ 起訴状
- ⑥ 論告シート
- ⑦ 弁論要旨シート
- ⑧ 判決シート
- ⑨ 裁判員裁判ワークショップ進行手順
- ⑩ 殺意認定資料
- ⑪ 被害者とともに泣く（伊藤榮樹）
- ⑫ 刑事司法システム
- ⑬ 第一審公判手続の流れ

論告シート

- 罪名 殺人罪
- 殺意認定の根拠（決め手順に箇条書で）
 - 1
 - 2
 - 3
 - 4
- 正当防衛不成立の根拠（決め手順に箇条書で）
 - 1
 - 2
 - 3
 - 4
- 求刑
- 求刑事情（重要順に箇条書で）

弁論要旨シート

- 罪名 傷害致死
- 殺意否認の根拠（決め手順に箇条書で）
 - 1
 - 2
 - 3
 - 4
- 正当防衛成立の根拠（決め手順に箇条書で）
 - 1
 - 2
 - 3
 - 4
- 無罪
- 有罪の場合の情状（重要順に箇条書で）

判決シート

- 無罪
- 正当防衛成立の根拠（決め手順に箇条書で）
 - 1
 - 2
- 有罪
- 罪名
 - 傷害致死—殺意否認の根拠（決め手順に箇条書で）
 - 1
 - 2
 - 殺人—殺意肯定の根拠（決め手順に箇条書で）
 - 1
 - 2
- 正当防衛不成立の根拠（決め手順に箇条書で）
 - 1
 - 2
- 宣告刑
- 量刑事情（重要順に箇条書で）

裁判員裁判ワークショップの進行手順

(1) 第1回公判期日の冒頭手続（刑訴法 291 条）シナリオ

〈裁判長〉

それでは開廷します。

〈裁判長〉

被告人は、前に出て、証言台のところに立って下さい。（被告人役は、証言台に立つ）

【人定質問】（刑訴規則 196 条）

〈裁判長〉

名前は、なんといいますか。

〈被告人〉

甲野太郎です。

〈裁判長〉

生年月日は、いつですか。

〈被告人〉

平成元年1月1日です。

〈裁判長〉

本籍はどこですか。

〈被告人〉

東京都千代田区霞が関1丁目104番地です。

〈裁判長〉

住所はどこですか。

〈被告人〉

東京都新宿区曙町4番2号 マンション曙橋205号室です。

〈裁判長〉

職業はなんですか。

〈被告人〉

会社員です。

【起訴状朗読】（刑訴法 291 条 1 項）

〈裁判長〉

被告人は、起訴状の謄本は受け取っていますか。

〈被告人〉

はい。受け取りました。

〈裁判長〉

今から、検察官が起訴状を朗読します。よく聞いていて下さい。

〈被告人〉

はい。

〈裁判長〉

それでは、検察官は起訴状を朗読して下さい。

〈検察官〉

はい。(起立する)

それでは、被告人に対する起訴状を朗読します。(実務では「公訴事実」と「罪名・罰条」のみを朗読する)

公訴事実、被告人は……(起訴状の罪名及び罰条の最後までを朗読する)。

以上について御審理を願います。(着席する)

【被告人の権利の告知】(刑訴法 291 条 3 項, 刑訴規則 197 条 1 項)

〈裁判長〉

被告人は、この法廷では言いたくないことは、言わなくてもよいことになっています。ですから、終始沈黙をしてもよいですし、また、個々の質問に対して答えたくないときには、答えなくても結構です。

終始沈黙しても、また、個々の質問に答えなくても、そのことによって被告人が不利益な取り扱いを受けるということはありません。

ただし、この法廷で何か述べた場合には、それは被告人にとって、有利な証拠にも不利な証拠にもなりますのでよく考えてから述べて下さい。

分かりましたか。

〈被告人〉

はい。分かりました。



模擬法廷教室での授業風景

【被告人による罪状認否と、弁護人の意見陳述】（刑訴法 291 条 3 項）

〈裁判長〉

それでは、被告人に尋ねますが、起訴状に記載してある公訴事実は間違いないですか。それとも、違うところがありますか。

〈被告人〉

殺意はありませんでした。

山本さんをナイフで刺したことは事実ですが、それは山本さんが私の胸や腹を足で蹴ったり両肩を押さえ付けて膝蹴りをしたりするので、これをやめさせるために山本さんの膝小僧をナイフで傷つけようとしたら、太ももに刺さってしまったのです。深く刺すつもりはありませんでした。その他の事実は間違いありません。

〈裁判長〉

それでは、弁護人のご意見をうかがいます。

〈主任弁護人〉

被告人は、ナイフで山本さんの右大腿部を突き刺そうとしたのではなく、膝小僧を傷つけようとしたにすぎません。

被告人の山本さんに対する行為は、殺意がないので殺人罪の構成要件には該当しません。

また、山本さんに対する行為は、同人が被告人の胸や腹を足で蹴り、両肩を押さえ付けて膝蹴りをするので、これを止めさせるために行った防衛行為であって、正当防衛が成立します。

仮に正当防衛が成立しないとしても、過剰防衛が成立すると考えます。

【証拠取調べ手続の開始】（刑訴法 292 条）

〈裁判長〉

被告人は、自分の席に戻って下さい。

〈被告人〉

（被告人は着席する）

〈裁判長〉

それでは、証拠調べの手続に入ります。

【当事者の冒頭陳述】

〈裁判長〉

検察官は、冒頭陳述を行って下さい。（以下省略）

※検察官による冒頭陳述（刑訴法 296 条）、弁護人による証拠の開示（刑訴法 316 条の 30）及び関係証拠の内容については、別途配布する「事案の概要」を参照して下さい。

(2) 被告人質問

〈裁判長〉

被告人は証言台のところに出て下さい。

(被告人は証言台の椅子の前に立つ)

- ① 弁護士, 質問して下さい。
- ② 検察官, 質問して下さい。
- ③ 裁判員の皆さん, 質問がありますか。
- ④ 裁判官からの質問

(3) 論告

〈裁判長〉

それでは, 検察官, 論告をして下さい。

〈検察官〉

(「はい。」と言って起立)

検察官の論告は, 以下に述べるとおりです。

(論告骨子をプレゼンテーション)

〈裁判長〉

ご遺族の方は意見を述べられますか。

〈遺族〉

(「はい。」と言って起立)

被害者遺族の意見を陳述する

(4) 弁論

〈裁判長〉

弁護士, 弁論をして下さい。

〈弁護士〉

(「はい。」と言って起立)

弁護人の弁論は, 以下に述べるとおりです。

(弁論要旨骨子をプレゼンテーション)

(5) 被告人の意見陳述

〈裁判長〉

被告人は, 最後に何か述べておきたいことはありますか。

〈被告人〉

(「はい。」と言って起立)

結果的に甲野太郎さんの命を奪ってしまったことは本当に申し訳ないことをした
と思っています。

(～以下アドリブ～)

〈裁判長〉

それではこれで結審し、次回に判決の言い渡しをします。閉廷します。

3. 第3回授業日

- (1) 裁判所グループは、判決要旨骨子メモを全員に配布のうえ、裁判長が判決言渡しをする。

(6) 判決言渡し

〈裁判長〉

これから判決を言い渡します。

被告人は証言台のところに立って下さい。

〈裁判長〉

(判決骨子をプレゼンテーション)

- (2) 弁護士グループ及び検察官グループは、判決言渡しを受けて、それに対して控訴するかどうか検討議論する。

- (4) 全教員による授業全般についての講評をする。

〈追記〉

- (3) 弁護士グループ及び検察官グループは、各々控訴するかどうか及びその理由をプレゼンテーションする。

- 2015年度授業担当実務講師は、常盤政幸（弁護士）、遠藤輝好（弁護士）である。

「生活紛争と法」授業雑感

鈴木 芳 夫*

1. 「生活紛争と法」との出会い

私は37年余り検事をした後、2008年4月から実務家教員として刑事系の授業を担当しています。私が「生活紛争と法」にかかわるようになったきっかけは、2008年前期も終わりに近づいたころのある出来事でした。

当時、私が担当していた1年次向けテーマ演習Ⅰの授業後、数名の受講生が教室に残ってそれぞれ口角泡を飛ばすが如くに議論を始めたので、それとはなしに聞いていると、残念ながらそれは私の授業とは関係がない殺人事件についてでした。私に気付いた受講生が「先生、すみません。一寸質問してもいいですか。太腿ふとももの付け根に近いところって身体の枢要部ですか。」と質問してきました。「枢要部だよ。大動脈が通っているでしょ。太腿の大動脈を切られて出血多量で死亡する例は珍しくはないよ。何か具体的な事件でもあるの?」と訊くと、「遠山先生の『生活紛争と法』という授業で検察官役になり殺人事件の論告をすることになった。」ということでした。その受講生たちはゼスチャーの熱演をま

じえながら犯行場面の被告人と被害者の動きを説明してくれました。

被告人は、被害者及びその仲間二人と喧嘩になって道路上に四つん這いに押さえ付けられ、ほぼ正面に立った被害者から顔を膝蹴りされていたが、被害者が膝蹴りを止めた直後、四つん這いの状態から上半身を起こした膝立ちの状態、目の前に立っていた被害者の右太腿の付け根近くを右手に持っていたナイフで一回突き刺し、出血多量で死亡させたというものでした。被告人は更なる膝蹴りを防ぐために、被害者の膝を狙って同ナイフを水平に突き出したが、酔っていて手許が狂い、被害者の太腿の付け根近くを刺してしまったと供述しているということで、殺意の有無のほかには正当防衛ないし過剰防衛の成否が問題になり、受講生たちの説明だけではいづれも結論が出せない事案でした。

2. 「生活紛争と法」の共同担当に

私は、受講生たちをしてこんなに熱心に取り組ませる「生活紛争と法」という授業に興味を持ち、翌週その授業を覗きに行きました。大教室に1年次二クラス合同の100名近い受講生がひしめき合って二つのグループに

* 中央大学法科大学院教授

分かれ、そのグループ内で更に裁判官・書記官役、検察官役、弁護士・被告人役の三グループに分かれた上、殺人事件の事例教材を使用してそれぞれのグループで殺意の有無や正当防衛の成否について議論し、受講生の名演技による被告人質問を経て論告、弁論、そして判決言渡しに至るといった喧嘩状態の中で年末のアメ横か築地のような活気に溢れたワークショップが開かれ、遠山先生と実務講師の若手弁護士1名が各グループの間を忙しく飛び回って指導されていました。言わば刑事模擬裁判のダイジェスト版によって1年次生に刑事手続の初歩を実践してもらおうとともに具体的な殺人事件を通して法律上の問題点の検討と事実認定を体験してもらおうことによって刑事事件に興味と関心を持ってもらい、これを2年次以降の刑事系の授業に繋げていくには最適の授業であると確信しましたが、それにしても大人数を相手に遠山先生も大変なご苦労をされているものだという思いを強くしました。

「生活紛争と法」は前期のみのカリキュラムであり、授業のうち11回が民事系、その後の3回が刑事系に割り当てられていましたので、翌年前期から遠山先生にお願いして刑事系の3回の授業について事実上のお手伝いをさせていただくことにし、相変わらずの喧嘩状態とむんむんする熱気の中で遠山先生や実務講師の先生とともに三グループの間を飛び回って受講生を指導することになり、間もなく遠山先生のお計らいによって、おこがましくも遠山先生と共同で「生活紛争と法」を

担当するということになりました。

3. 「生活紛争と法」の課題と 今後への期待

遠山先生とは、二クラス合同の授業を一クラスずつの授業に分けられないものかと折に触れて話をしていました。やはり受講者の人数が多過ぎると教室が広過ぎるので、全体に目が行き届かないという思いがあったからです。このうちクラスの分割については、遠山先生のご尽力により「生活紛争と法」が実務系科目から法律基本科目に変更されたのに伴って実現されることになり、同じ授業を2回にわたりクラスごとに行うことになりました。また、1年次生全体の人数が年々減少し、多くても一クラス30名程度になってきたことから、大教室ではなく、裁判員裁判に対応できる法廷教室を使用して刑事模擬裁判のダイジェスト版を行うことになり、新たに第1回公判期日の冒頭手続も組み入れて実施するなど更にきめ細かい指導が可能になってきています。

また、かねてから遠山先生とは、もともと弁護士の遠山先生、検事出身の私のほかに、裁判官出身の先生にも加わってもらい、法曹三者それぞれの立場から同時に指導することができれば理想的な刑事系授業になると話し合っていました。これも遠山先生のご尽力によって2015年前期の刑事系授業には裁判官出身の中山隆夫教授にアドバイザーとして参加していただきました。さらに、2016年前期からは、やはり裁判官出身の村瀬均教授

に刑事系授業を共同担当していただく運びになりました。また、私は2016年3月をもって定年退職いたしますが、検察官出身の奥村丈二先生が引き継いで刑事系授業を共同担当することになっています。

二クラス合同の大教室における喧噪状態で

の授業も懐かしい思い出ですが、クラスごとの法廷教室で教授3名が法曹三者それぞれの立場から同時に指導する授業もまた大いに魅力的です。「生活紛争と法」のますますの発展を祈念し、期待しております。

「生活紛争と法」(刑事法分野) 傍聴記

中山 隆 夫*

「獅子の子落とし」という格言がある。遠山先生の「生活紛争と法」刑事法分野の模擬裁判員裁判ワークショップを傍聴して最初に感じた印象である。遠山先生は履修生をいきなり千尋の谷に突き落としている。「生活紛争と法」の履修生は1年生であり、かつ、法学未修者が多い。その履修生に、「模擬裁判もどき」と笑いかけながら、いきなり訴訟関係人となつての刑事裁判の実践である。2年生あるいは3年生が履修する刑事模擬裁判でも、十分な訴訟行為ができないことが多いのに、大丈夫なのかしらん。しかし、自分自身も、振り返ってみれば、学生時代によく分からないものの最たるものが訴訟法であった。「訴訟の発展をしばらく捨象して、いわば横断的に静的に観察する、手続の発展に着目し

て、いわば縦断的に動的に観察する」などと言われても、さっぱり分からない。イメージすることが全くできなかった。それが司法修習生となり、実務修習で裁判を間近に見て、こういうことだったのだと理解できたときの嬉しさ、他方で、なんだ、こんなことだったのかと安堵したことを思い出す。法律実務家を目指す院生に対して、やたらに難しい観念的、抽象的な定義よりも、まずは実践で、裁判を、訴訟手続を身近なものとする。本科目のシラバスには「1年生の皆さんが、具体的な紛争場面での『法の適用(はたらき)』イメージやストーリーを身につけることで、「法律学の当事者的・時間的・空間的理解」へと案内することを目的とする道しるべ科目」とあるが、なるほどと頷かされるものがある。そして、以下に触れるような、その後の授業展開を拝見し、「獅子の子落とし」、確

* 中央大学法科大学院教授

かに有効かも知れないという思いを強くしたのである。

さて、その後の授業展開であるが、もとより時間の関係もあり、個々の証拠調はなく、証拠書類については、その内容を的確にまとめたものが履修生に呈示される。被告人質問だけを履践し、論告、弁論の起案の段階に入るが、ここで、検察官担当の鈴木先生、弁護人担当の常盤先生が、それぞれの役の学生の中に飛び込んでいく。そして、自ら、供述、証言のとおり、演じて見せている。「熱い!」と思わず感嘆させられる指導ぶりである。しかし、この指導は、「供述のイメージ化」のトレーニングとして、実に素晴らしいものである。供述録取書の供述記載、証人の証言、被告人の供述、その字面だけを追っても十分な検討にはならない。単なる文字の羅列を超えて、これを立体的にイメージし、相互に照らし合わせていかなければならない。それも頭の中で構築するだけでは足りず、具体的な行為、動態として、認識してはじめて、検討すべき矛盾点や疑問点が浮かび上がってくる

のである。このような意味での「供述のイメージ化」は法曹にとって最も重要な事実認定の基礎となるものであり、両先生のパフォーマンスはその実践である。みるみるうちに、履修生も引き込まれ、議論し合い、明確なイメージ化を図っていく。そして、ここでの議論をベースに、論告、弁論に挑む。極めて実践的である。理論と実務の架橋そのものである。

この履修生たちとは、次年度、「刑事訴訟実務の基礎」で相まみえる。シラバスには「刑事訴訟実務の基礎」へのブリッジ（橋渡し）科目であるとされているが、さて、どんな風にこの「生活紛争と法」が活かされてくるか、2年次、3年次の実務的な刑事系科目との連携等、システムとしての法曹教育の在り方を考えるという視点からも目を離せない科目である。

「獅子の子落とし」、遠山先生のお顔に見られるときどきの鋭い目線、確かに獅子に似ていなくもない。